

2024年8月1日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社から当社に対する「回答書③」の受領  
に関するお知らせ

当社は、既にお知らせいたしましたとおり<sup>1</sup>、当社大株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）が提出した2022年4月14日付け大量保有報告書等で、リ・ジェネレーションによる当社株式の大量取得のための資金全額（少なくとも7億1,794万円）の貸付者であるとして開示されている合同会社STAND UP GROUP（以下「STAND UP GROUP」といいます。）の2名しかいない社員（出資者）のうちの1名（以下「本件被疑者」といいます。）が、2024年6月5日、弁護士34人から約8,700万円にも上る多額の金銭を詐取した（以下「本件被疑事実」といいます。）として東京地方検察庁特別捜査部に逮捕・起訴された旨等の報道に接したことから、上場会社として、当社の株主の皆様及び投資家の皆様に必要な情報を提供する必要があると考え、リ・ジェネレーションに対して、同月14日付け質問状を送付しました。

これに対して、リ・ジェネレーションは、当社に対して、本件被疑者の起訴日の翌日である2024年6月26日になってから、回答書を送付してきましたが、その回答には、過去のリ・ジェネレーションの説明とは矛盾する内容等が含まれていると考えられたため、当社は改めて、同年7月1日付け質問状（以下「質問状②」といいます。）を内容証明郵便にて送付しました。

この質問状②に対して、リ・ジェネレーションは、その代理人を通じて、2024年7月12日付けの回答書②をファクシミリにて送付してきましたが、やはり当社の質問に対して誠実に回答しているものとは到底認め難いものであったため、当社は再度、リ・ジェネレーションに対して、内容証明郵便にて同月17日付けで再々質問状（以下「質問状③」といいます。）を送付していたところです。

そうしたところ、質問状③に対して、リ・ジェネレーションより2024年7月29日付けの回答書③（以下「本回答書③」といいます。）を受領いたしましたので、ここにお知らせいたします。

もともと、リ・ジェネレーションは、本回答書③において、同社代表者である尾端友成氏が本

<sup>1</sup> 2024年7月2日付け「リ・ジェネレーション株式会社から当社に対する『回答書』の受領及び当社からの再質問状の送付等に関するお知らせ」及び同月18日付け「リ・ジェネレーション株式会社から当社に対する「回答書②」の受領及び当社からの再々質問状の送付等に関するお知らせ」。

件被疑者と面識があったことを漸く認めたものの、STAND UP GROUP から 7 億円余りを無担保で借り入れていながら（しかもその時期には本件被疑者は資金繰りに困っていたと報じられています。）、STAND UP GROUP の出資持分の 50%を保有している本件被疑者とは「一度きり」「軽く挨拶を交わした程度」であって、「本件借入についてはもちろん、同氏との間でビジネス上の話は一切していない」と述べるなど、その内容は、一般的なビジネス上の慣行に照らしても不自然と評価せざるを得ないものでした。さらに、2023 年 8 月 31 日に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」（以下「行動指針」といいます。）においては、「取締役の選解任を提案する株主が、経営支配権を取得する意図を明かさずに他の株主と協調して相当量の株式を取得した上で、株主総会招集請求を行って多数の取締役を自らの影響力の及ぶ者に入れ替える株主提案を成立させることにより、経営支配権を取得する・・・〔ことを企図する〕場合には、招集請求者は、招集請求の目的や招集請求者（及び招集請求者と共同して株式の取得・処分や株主としての権利行使に関する合意をしている者がいればその者）の概要、提案が成立した後の経営の基本的な方針等について、少なくとも公開買付届出書における記載内容と同程度の適切な情報提供を株主に対して行うことが望ましい」（24 頁脚注 38。傍点は当社）とされているにも拘らず、リ・ジェネレーションは、本回答書③において、STAND UP GROUP からの上記無担保借入れにつき、その借入れから 2 か月程度で全額返済したとしつつ、そのことを示す客観的な証憑については（たとえ公表しない前提であっても）一切の提示を拒否するなど、上記以外の複数の質問のほぼ全てについて回答を拒否する一方で、既に解決済みであって、当社として任意に詳細を開示済みの当社子会社の仲庭時計店における従業員による複数の不祥事（当社の認識時期は 2017 年 11 月～2019 年 9 月）に関する当社の開示姿勢を蒸し返して批判する（ちなみに、この件について、当社は、既に約 2 年前の 2022 年 10 月 13 日付け「当社子会社に関する一部報道等について」等にて、繰り返し詳細な開示を行っております。）など、その回答姿勢は、誠実且つ真摯な姿勢とはほど遠いものでした。

当社としては、このようなり・ジェネレーションの不誠実な回答姿勢は、当社の株主及び投資家の皆様への適切な情報提供を軽視するものであるばかりか、行動指針の趣旨にも反するものであって、誠に遺憾であるものの、これまでの同社の回答態度に鑑み、当社が再度、質問状を發出しても、リ・ジェネレーションからは、もはやこれ以上の実質的な回答を得られないものと判断いたしました。そこで、追加の質問状は發出しないものの、当社の株主の皆様及び投資家の皆様に必要な情報を提供するため、本回答書③は開示することといたしました。

当社がリ・ジェネレーションから受領した本回答書③については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagahori.co.jp/>) に掲載いたします。

（注）本プレスにおいては引用文中の被疑者の個人名は伏せて記載しております。

以 上